年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数」を「同年度における全ての保険者に係る加入者の総数」に改め、同条第二項中「保険者別前期高齢者加入率見込値は、」を「保険者別前期高齢者加入率は、第十五条において読み替えて準用する」に、「前期高齢者である加入者の見込数を、附則第五条の二の十一第二項に規定する平成二十八年度における加入者見込数」を「前期高齢者である加入者の数を、同年度における全ての保険者に係る加入者の数」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第五条の二の七の見出し中「補正後前期高齢者加入見込率」を「補正後前期高齢者加入率」に改め、同条中「附則第五条の二の五第二項」を「附則第三条第二項」に、「補正後前期高齢者加入見込率」を「補正後前期高齢者加入率」に、「附則第五の二の十三第一項」を「附則第七条」に、「補正後加入者見込数」を「補正後加入者数」に改め、同条第一号中「加入者の見込数」を「加入者の数」に改め、同条第二号イを次のように改める。

イ　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者のうち特定加入者（法附則第十三条の四第一項第二号イに規定する特定加入者をいう。以下同じ。）である者の数

附則第五条の二の七第二号ロ中「附則第十三条の六第一項第二号ニ」を「附則第十三条の四第一項第二号ニ」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第五条の二の八から第五条の二の十一までを削る。

附則第二十四条中第一号から第九号までを削り、同条第十号中「附則第十三条の五の九第四項」を「附則第十三条の三第四項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第十一号を削り、同条第十二号中「附則第十四条の八第四項」を「附則第十四条の二第四項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第十三号を削り、同条第十四号中「附則第十三条の九第四項」を「附則第十三条の五第四項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第十五号を削り、同条第十六号中「附則第十四条の十第五項」を「附則第十四条の三第五項」に改め、同号を同条第四号とし、同条を附則第三十条とする。

附則第二十三条を削る。

附則第二十二条の五第一項中「附則第十三条の八第三項及び法附則第十四条の九第三項」を「附則第十三条の五第三項及び法附則第十四条の三第四項」に、「加入者の見込数」及び「加入者見込数」を「加入者の数」に改め、同条第二項を削り、同条を附則第二十九条とする。

附則第二十二条の四第一項中「附則第十三条の五の八第三項及び法附則第十四条の七第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数」を「附則第十三条の三第三項及び法附則第十四条の二第三項の特定健康保険組合（健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。次条において同じ。）に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等（国民健康保険法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。次条において同じ。）である加入者の数」に、「加入者見込数」を「加入者の数」に改め、同条第二項を削り、同条を附則第二十八条とし、同条の前に見出しとして「（特例退職被保険者等の加入率の算定方法）」を付する。

附則第二十二条の三を削る。

附則第二十二条の二の前の見出し及び同条を削る。

附則第二十二条を削る。

附則第二十一条を附則第二十七条とする。

附則第二十条を附則第二十六条とする。

附則第十九条の二中「附則第十八条の三」を「附則第二十三条」に、「附則第十九条」を「前条」に改め、同条を附則第二十五条とする。

附則第十九条中「法」を「」に改め、同条を附則第二十四条とする。

附則第十八条の三を附則第二十三条とする。

附則第十八条の二を削る。

附則第十八条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条を附則第二十二条とする。

附則第十七条を附則第二十一条とする。

附則第十六条を附則第二十条とする。

附則第十五条を附則第十九条とする。

附則第六条から第十四条までを削る。

附則第五条の十を附則第十八条とする。

附則第五条の九の表を次のように改める。

法附則第十三条の四第一項第二号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の四第一項第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の四第一項第四号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の五第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の五第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	
法附則第十三条の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の五第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
法附則第十四条の三第一項第一号に掲げる額	
法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる額	
法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額	
法附則第十四条の三第三項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の三第四項に規定する特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の三第五項に規定する各被用者保険等保険者に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあっては、当該各特定健康保険組合に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額から同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十八年度における当該各被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の二を乗じて得た額	
算定政令附則第三条第一項第一号に掲げる額	
算定政令附則第三条第一項第三号に掲げる額	
算定政令附則第三条第二項に規定する調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額	